

別表第2(第4条第1項、第8条第1項) 建築物に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
1 敷地内の通路	<p>道等から直接地上へ通ずる主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、(3)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下とすること。</p>
2 出入口	<p>直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 1の項に定める構造の敷地内の通路に接続すること。</p>